

## 議案第 24 号

三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 25 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例  
の一部を改正する条例（案）

三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例（平成 31 年三次市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「，「半壊」，「半壊に至らない」及び「床上浸水」」を「，「中規模半壊」，「半壊」及び「準半壊」」に，「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 22 年 9 月 3 日付府政防第 608 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」を「災害の被害認定基準について（令和 3 年 6 月 24 日付府政防 670 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に改める。

第 3 条第 2 項の表中「若しくは」を「，中規模半壊若しくは」に改める。

第 5 条の表中「り災判定が半壊である」を「り災判定が中規模半壊若しくは半壊である」に，「水害によるり災判定が半壊に至らない（床上浸水）」を「り災判定が準半壊」に改める。

第8条第3項の表中「又は半壊」を「，中規模半壊又は半壊」に，「水害によるり災判定が半壊に至らない（床上浸水）」を「り災判定が準半壊」に改める。

第9条第3項の表中「200万円」を「210万円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和4年4月1日から施行する。

（三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正）

2 三次市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年三次市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号ウ中「住居が半壊した場合」を「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定に基づき交付するり災証明書（以下この号及び次号において単に「り災証明書」という。）の住居被害の程度認定が大規模半壊，中規模半壊又は半壊である場合」に改め，同号エ中「住居が全壊した場合」を「り災証明書の住居被害の程度認定が全壊である場合」に改め，同項第2号イ中「住居が半壊した場合」を「り災証明書の住居被害の程度認定が大規模半壊，中規模半壊又は半壊である場合」に改め，同号ウ中「住居が全壊した場合」を「り災証明書の住居被害の程度認定が全壊である場合」に改める。

（適用区分）

3 この条例による改正後の三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例第3条第2項，第5条，第8条第3項及び第9条第3項の規定は，令和4年度分以後の市税等の減免について適用し，令和3年度分までの市税等の減免については，なお従前の例による。